

## 公 表 第 8 号

地方自治法第252条の38第6項の規定により、久留米市長、久留米市企業管理者及び教育長から包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成27年 3月31日

久留米市監査委員	田 中 俊 博
久留米市監査委員	塙 秀 二
久留米市監査委員	秋 吉 政 敏
久留米市監査委員	塙 本 篤 行

平成21年度 包括外部監査結果報告書に対する措置状況  
市税の賦課・徴収事務及び市税を中心とした未収管理事務について

ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見	措置内容
37	市民文化部	市民税課	第3章 市税の賦課・徴収事務 第3 個人市民税 2. 納付支払報告書未提出事業者について 納付支払報告書未提出事業所の発見をシステム的に行い、未提出の理由、改善策等についての適切な指導ができるよう、現体制の改善を図るべきである。	ご指摘を受けた未提出事業者をシステム的に発見することは、困難であり正確性に欠けるため、別の方法を検討しました。その結果、平成26年度から、未申告者と思われる方を抽出し、その方の前年度の課税資料を目検にて確認後、提出漏れと思われる事業所に対し、電話や通知にて勧奨を行う方法にて対応しています。
146	総務部	情報政策課	第5章 情報システム監査 第3 久留米市の情報セキュリティ対策について 32. (情報セキュリティ研修・訓練の実施) セキュリティ研修実績によると、3年に1度の頻度でシステム管理者(課長級)に実施されている。情報セキュリティの運用は利用者の判断に依存するため、全職員を対象に実施する必要がある。また、毎年実施することが望ましい。	平成21年度に課長級、平成22年度に課長補佐級、平成23年度に主査級、平成24年度から平成26年度にかけて一般職を対象に研修を実施しました。また毎年、新規採用職員に対しても研修を実施しております。当課としましては、毎年受講対象者を決定し、3年間で全ての管理・監督職、及び、一般職員に研修を完了する方針を採っております。 また、研修の補完として、日々新たに発生しているセキュリティ上の脅威について、全職員向けのメールで情報提供を行い、職員が最新のセキュリティ動向を把握できるよう対策を行っております。